

3,000m²以上※の土地の形質の変更の届出

(土壤汚染対策法第4条)

甲府市内で3,000m²以上の土地の形質の変更を行おうとする方は、土壤汚染対策法に基づき、その着手の30日前までに甲府市長への届出が必要です。

届出された土地について、土壤汚染のおそれがあると市長が認めるときは、土地所有者は、土壤汚染状況調査を実施することとなります。

※ 有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地については、900m²以上です。

1 届出対象となる土地の形質の変更

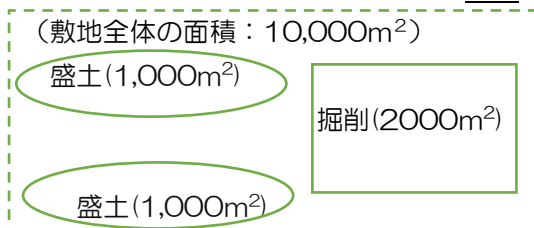
- 土地の形質の変更の面積の合計が3,000m²以上

土地の形質の変更とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削・盛土の区別を問いません。また、一つの事業の場合は、同一の敷地になくても、掘削・盛土の合計面積が3,000m²以上であれば届出対象です。

【例1】形質変更の合計面積は4,000m²

3,000m²を超えている → **届出必要**

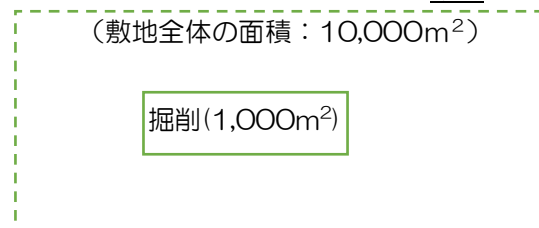
(敷地全体の面積：10,000m²)



【例2】形質変更の面積は1,000m²

3,000m²に満たない → **届出不要**

(敷地全体の面積：10,000m²)



※掘削した土壤を仮置きする土地も形質を変更する面積に該当します。

※河川区域内であっても、通常の状態では水につからない範囲は面積の合計に加えます。

※トンネルの開削の場合には、開口部を平面図に投影した部分の面積とします。

- 届出不要の行為

土地の形質の変更の合計面積が3,000m²に満たない行為の他に、合計面積が3,000m²を超える行為でも次の場合には、届出は不要です。

- 土地の形質の変更が盛土のみの行為
- 土壤の区域外への搬出がなく、土壤の飛散、流出を伴わない、最深部が50cmに至らない軽易な行為
- 営農（耕起、収穫）行為であって土壤の区域外への搬出がない行為（土地改良事業等は届出対象です）
- 林業のための作業路網の整備で土壤の区域外への搬出がない行為（林道工事等は届出対象です）
- 鉱山関係の土地において行なう行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 届出の手続き

届出者

土地の形質の変更を行おうとする方

(土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する方)

※土地所有者から土地を借りて開発業者が開発行為等を行う場合、届出者は開発業者です。

※工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的に届出者は発注者です。

届出書類 (提出部数：1部)

- 「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」(様式第6)
- 形質変更の内容が判る図面(平面図、立面図、断面図)
平面図の例としては、公図があります。また、掘削部分と盛土部分を区別して表示したものをお願いします。
- 土地の所有者等の所在が明らかとなる書面(届出者が土地所有者でない場合)
書面の例としては、「登記事項証明書・公図の写し」、「同意書の写し」、「土地の売買契約書の写し」、「当該土地の固定資産税の支払いを証明する書類の写し」等があります。
- 土壤汚染状況調査の結果(形質変更に係る土地について、土地所有者全員の同意を得て土壤汚染状況調査を予め実施している場合)【提出は任意です】

届出期限

土地の形質の変更の着手の30日前まで

留意点

予め土地の所有者等に「土壤汚染対策法に基づき届出を行う旨」「土壤汚染状況調査の実施・報告について命令を受ける可能性があること」を十分に説明した上で、届出を行うようお願いします。

3 届出後

届出地が次に該当する場合には、土壤汚染状況調査の実施・報告について命令を受けることがあります。

- 土壤汚染があることが明らかな土地
- 特定有害物質を使用、保管等していた土地等

※人為的原因だけでなく、自然由来による土壤汚染も対象です

さらに、土壤汚染状況調査により土壤汚染が確認された場合には、

- 市長は、指定区域として指定する
- 指定を受けた土地の区域は、土壤汚染対策法に基づき規制を受ける

こととなります。

お問い合わせ先・届出先※

甲府市環境部環境保全課公害対策係(甲府市上町601-4 甲府市環境センター1階)
TEL 055-241-4312

※甲府市外の土地については、山梨県の各林務環境事務所が担当しています。